

令和 8 年度 第 1 回

帯広市廃棄物減量等推進審議会 議事録

(概要)

日時 令和 8 年 7 月 31 日 (金)

午後 10 時 00 分～

会場 ソネビル 6 階 講習会室

○ 出席委員 (11 名)

兼子委員、河村委員、木川委員、兒玉委員、
島勝委員、高田委員、武田委員、得字委員、
松原委員、水上委員、矢野委員

※欠席者 4 名

○ 事務局 吉田副市長、篠原都市環境部長、大橋都市環境部参事、
岡田環境室長、西島清掃担当次長、桑嶋清掃事業課課長補佐、
小泉管理係長、清野主任、野瀬係員

○ 傍聴等 報道関係者 1 名

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 副市長挨拶
- 4 議事

(1) 諮問事項

ごみステーションに係る町内会の負担のあり方について

- ・副市長から会長へ諮問書を手交
- ・諮問の趣旨について事務局より説明
- ・検討部会の設置、部会委員の選出

○意見・質疑

委 員)

戸別収集に比べ、ごみステーションがあることは、市民にとってメリットがあるとする。その一方で、カラス対策として丈夫なボックス型ステーションの設置を求める意見が市民から出ると予想される。このような意見が出た場合、市としてボックス型ステーションを設置する場所や必要な費用について想定や試算をしているのか。

事 務 局)

ごみステーションの維持管理に係る負担軽減策の検討にあたり、6月に市民意見交換会とアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめている。今後、これらの調査結果から得られた市民の意見・要望や、当審議会からの答申を受け、具体的な対応策を考えていく予定であるため、現時点でそうした検討はしていない。

委 員)

今後、市民からの意見や調査結果に基づき、ステーション器材に対する補助等が必要であると判断した場合、市として必要な予算を確保するということがよろしいか。

事務局)

そのとおり。

会長)

町内会負担の問題やボックス設置の予算的な問題のほかに、重要な課題として「不公平感」の問題がある。現在、ごみステーションの管理者の多くが町内会加入者に限定されている。一方、町内会に未加入の市民も、ごみステーションを利用しており、その使い方が悪い場合でも、未加入者は何の負担もしていない。このような状況では、町内会加入者と未加入者との間に不公平感が生じることは避けられない。ごみステーション管理の責任を町内会に依存する現在の体制は、この不公平感の原因となっていることにつながっている。

今後の検討部会において、町内会が負担する体制自体を見直し、より公平性を確保した管理体制の構築を検討する必要があると考える。

委員)

町内会に加入している限られた方々だけが、ごみステーションの清掃や維持管理を行っており、その負担に対して不公平感が生じている。一方、集合住宅に居住する方や借家に居住する方は、ごみステーションを利用しながらも、その維持管理に対しては積極的に関わろうとしない姿勢が見られる。

最近建設された新築の集合住宅には、専用のごみステーションが設置されているが、古い集合住宅の多くは、専用のごみステーションを設置しておらず、町内会によるごみステーション管理の負担増加につながっている。

集合住宅や借家を管理している大家が、社会的責任を持ち、専用のごみステーションを設置することが必要である。大家が中心となって専用ステーションを設置・管理することで、町内会との不公平感は多少解消されるものと考ええる。

資源ごみについても、大家が中心となり、マンションごとに資源ごみをまとめて回収業者に渡すといった資源集団回収の仕組みを構築することが重要である。このような工夫により、集合住宅全体での環境配慮の取り組みが進むものと期待する。

会長)

ほかになければ、以上の意見を今後の検討部会で参考にさせていただく。

(2) 報告事項

令和7年度帯広市一般廃棄物処理実施計画の取組の評価について

・事務局より説明

○意見・質疑

委 員)

今後、帯広市で大きな地震が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生することが予想される。災害廃棄物の仮置き場について、市として現状で何か準備や検討がなされているのか。

事 務 局)

国は、各市町村において、災害時にどのくらいの廃棄物が発生するかを推計し、その量に対応できる場所を確保することを指針の中で示している。帯広市ではこの指針に基づき、災害廃棄物の仮置き場として複数の候補地の指定に向け、調整している。また、市の取り組みとして国の研修などに参加し、災害廃棄物への対応について広く情報収集している。

会 長)

令和7年度の取り組み評価の中で、帯広市災害廃棄物処理実施計画に沿った手順書の作成までには至らなかったとの記載があるが、令和8年度には作成できるということによろしいか。

事 務 局)

現在、手順書の作成に向けて各関係機関との調整も含めて準備をしており、可能な限り早期の完成を目指し取り組みを進めている。

委 員)

事業者は弁当容器などを燃やさないごみとしてまとめて排出している。一方、家庭系ごみではプラスチック製容器を資源ごみとして分別・回収している。事業者が排出するプラスチック製容器についても、きれいに洗浄すれば、資源ごみとして扱うことはできないのか。

事務局)

法律上、ごみの分類において「誰がそのごみを出したか」という点が重要なポイントとなる。家庭から出てくるごみはすべて「一般廃棄物」に分類される。一方、事業者から出されるプラスチック製の弁当容器などであれば、事業者が排出する時点で「産業廃棄物」に分類される。

「一般廃棄物」と「産業廃棄物」は、一般的には広く聞かれる言葉であるが、処理するためのルートや仕組みが全く別物になってしまうため、同じプラスチック製容器であっても、排出元が家庭か事業者かによって、処理方法が大きく異なることになる。

委員)

その理屈は理解しているが、法律は住み良い社会を作るためにあるという前提で意見を述べたい。事業者が事業活動に伴い、ごみを排出することは当然のことだが、現状は事業者のほとんどが、プラスチック製容器などを分別せず、燃えないごみとしてまとめて排出している。このため、事業系ごみはリサイクルされていないのではないかと感じる。事業者内で分別について取り決めるなど、リサイクル事業に協力できる余地があると思うが、現状ではそのような取り組みが見当たらない。

副会長に伺いたいのだが、事業者が弁当容器などをきれいに洗浄して分別すれば、有価物のリサイクル品として引き取っていただくことは可能なのか教えていただきたい。

副会長)

現在、事業系ごみの収集は、可燃系と不燃系の2系統の収集車で対応している。これに加えてプラスチック製品を別途収集する場合、市の委託車と同様のスタイルで追加の収集車を配置する必要が生じる。収集業者側としては、追加の収集車配置に伴う運営コストの増加が課題となる。

事業者側としては、分別作業の手間と全体的なコスト負担の増加が挙げられる。環境負荷の低減という観点からは、プラスチックの分別・リサイクルは大変望ましい施策であるが、これに伴うコスト増加は、各事業者の経営判断に大きく影響するため、事業者側の対応は難しいものとする。

プラスチックを有価物として売却するためには、事業者側で材質ごとの適切

な分別が必須となる。プラスチックには複数の種類があり、ポリプロピレン、ポリエチレン、ペットなど、有価物化するためには4種類程度に分類する必要がある。最近では、弁当容器などの商品にも材質表示マークが付されているが、事業者がこうした細かい分別をすることは、極めて高いハードルである。事業者にとって、こうした分別作業に時間と人員を割くことは現実的ではなく、人件費の増加も経営上の課題となると考える。

一方、収集して出荷する業者側の視点からも、課題が存在する。事業者から回収したプラスチックが適切に分別されているかを確認する必要があり、この検査業務を経ずに有価物としてプラスチックを売却することは難しく、相応の手間が生じる。

大規模な食品製造業者など、ノウハウを有する大きな事業者であれば、こうした分別・品質管理に対応することが可能であるが、小規模な飲食店や事務所など、零細な事業者にとっては、大きなコストと時間を割くことは現実的ではない。

こうした課題を解決する一つの方向性として、プラスチックを油に戻す油化技術が挙げられる。この技術は現在、完全には確立していないが、実現すれば、多少の汚れがあるプラスチックであっても、油に戻すことが可能になる。ある企業が、プラスチック油化技術の開発に取り組んでおり、相応の進展が見られている。この技術が一般化すれば、地域内で回収したプラスチックごみを燃料として再資源化する道が開ける可能性がある。現在、ナフサ不足が指摘されているが、この技術はそうした課題の解決方法の一つとなり得る。これは、現在のリサイクル困難性を克服する有望な解決方法と考えている。

委員)

現状、事業系ごみとして排出される弁当容器は、燃えないごみとして分類されている。しかし、弁当容器を燃えるごみとして焼却する方が、より効率的で埋め立てる量も減らせると考えるが、いかがか。

副会長)

個人的にはそう思う。東京都や横浜市では、プラスチック処理方針の変更を行っている。少し前までは、プラスチックをすべて可燃ごみとして扱い、分別をしていなかった。この判断は、ライフサイクルアセスメント(LCA)の観点に基づくものである。プラスチックを焼却炉で燃焼させる場合、プラスチック自

体が燃料として機能するため、燃料消費が削減される。結果として、CO2 排出量の低減につながる。一方、プラスチックを分別して収集する場合、複数系統の収集車を配置する必要がある、収集車の走行に伴う燃料費や人件費が増加する。これらのコスト増加に伴う環境負荷を考慮すると、プラスチックを燃焼させる方が、トータルの CO2 排出量が少ないという判断に至る自治体も存在する。

近年、プラスチックの分別・再資源化を推進する流れが強まっているが、LCA の観点からは、どちらの処理方法が環境負荷の低減に有効かについて、議論が続いており、難しい問題である。

委 員)

現状、事業系の燃えないごみはどのように処理されているのか。

副 会 長)

不燃ごみについては、現在、基本的に一括して処理されている。不燃ごみの主な内容は、従業員が食べた弁当容器などの容器類、および会社内で発生する産業廃棄物に該当しない不燃物である。回収された不燃ごみは、くりりんセンターで破碎処理され、埋め立て処分地に搬送される。破碎処理により、ごみの容積が削減されることで、最終処分場の寿命を延ばすことができる。

事 務 局)

現くりりんセンターでは、製品プラスチック（容器包装以外のプラスチック製品）を燃やさないごみの処理ルートに入れ、そこで破碎した後に、埋め立て処理を行っている。

建設中の新中間処理施設では、燃やさないごみの中から製品プラスチックを抜き取り、燃やすことになると同っている。また、プラスチック製容器包装は引き続き、リサイクルプラザに搬入し、資源化される。

委 員)

今後、プラスチックを燃やすことで、市民の負担が少なくなる、最終処分場が長く使用できる、環境的にも良い結果が得られるといったメリットがあれば、検討の余地があると感じた。時代に合わせて、帯広市が主体となり、プラスチック処理方針の見直しについて検討していただきたい。

委 員)

日本は資源を持っていない国であり、その日本がプラスチックを燃やすなど資源を使い捨てしてしまっていて良いのかと個人的には感じる。少しでもリサイクル率を上げていける方法はないのか。

事 務 局)

帯広市では、プラスチック製容器包装についてはリサイクルする仕組みを構築し、分別収集を実施している。一方、製品プラスチックについては、現在、燃やさないごみとして扱っているが、新中間処理施設の完成後は焼却する予定である。国の方針として、製品プラスチックについても資源化を求めているが、実現するには製品プラスチックを分別収集するための仕組みの構築や市民への周知・啓発、処理施設の整備が必要となる。

十勝圏複合事務組合では現在、製品プラスチックの資源化に向けた議論を開始したところであり、今後、どのように対応するか、現時点では何も決まっていない状況にある。

委 員)

市単独では無理だと思うが、例えば道内複数の市町村共同で製品プラスチックの資源化施設をつくることはできないのか。ごみを減らせば、現在の最終処分場に埋め立てする期間を延長できる。破碎した製品プラスチックを埋め立てると、最終処分場の寿命を短くしてしまう。コスト面もあるが、自然環境のことも考えたら、リサイクルの取り組みをしてほしいと考える。

事 務 局)

先ほど話した新中間処理施設が令和 10 年度から稼働するが、そこでは製品プラスチックを燃やすことで燃料の代わりとなるなど、現くりりんセンターとは違う処理の仕方をすることになる。令和 9 年の 11 月頃に試験運用が開始される予定である。

委 員)

新中間処理施設の施設見学はできるのか。できれば見学をしたい。

事務局)

可能である。時期になれば情報提供する。

(3) その他

- ・今後の予定と議事録の公開について、事務局より説明

閉会